

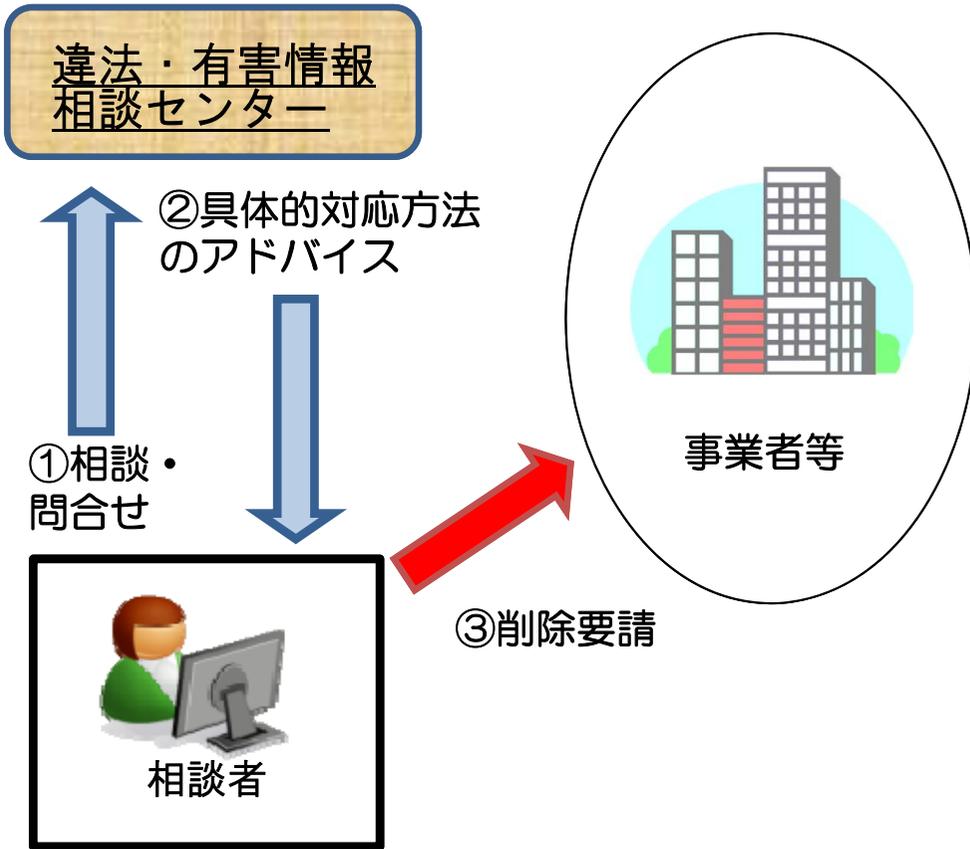
違法・有害情報相談センターを活用した 権利侵害情報への一層迅速な対応の実現に向けた 具体的方策について

平成29年8月7日

違法・有害情報相談センター

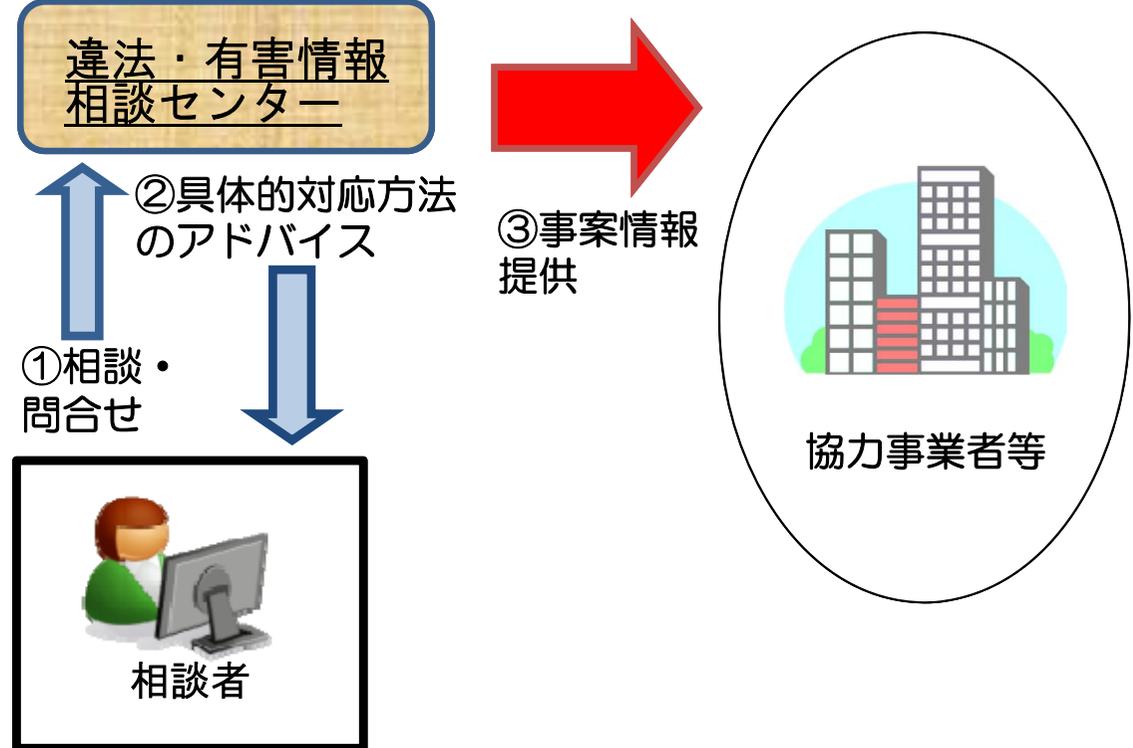
方策の内容(イメージ図)

現在



- 相談センターは、対応方法に関するアドバイスを行う。
- 相談者はアドバイスを受けて具体的な対応を判断し、必要に応じて自ら削除要請を行う。

試行するスキーム



- 相談センターが受けた相談のうち一定のものについて、協力事業者に対し事案情報提供を実施。
※ 相談センターからいったん事業者団体に事案情報提供を行い、当該事業者団体から事案に関係する個別の事業者へ情報提供を行うという経路も、事業者団体ごとの意向を踏まえて検討中。
- 協力事業者は、自主的な判断により対応を検討。

- ✓ 事案情報提供の対象は、インターネット上の情報によって青少年のプライバシーや名誉権等が侵害されているケース。
- ✓ 判断の結果及び理由を相談センターにフィードバックしてもらい、相談センター業務の更なる改善に役立てる。
- ✓ 平成29年8月より準備を開始、順次実施予定。

違法・有害情報相談センター

(参考)

関係法令

- ・プロバイダ責任制限法・ガイドライン
- ・青少年インターネット利用環境整備法 等

違法・有害情報相談センター

<http://www.ihaho.jp/>

法務アドバイザー

問い合わせへの
対応、助言

相談・問
合わせ

具体的対応方法
のアドバイス

啓発・研修（セ
ミナーの開催等）

削除してよ
いのか？

訴訟を起
こされたらど
うしよう

電気通信事業者

掲示板の管理者

学校等関係者

消費者相談セン
ターの相談員等

法務局・
人権関係機関

インターネット
利用者

インターネット上の違法・有害情報の氾濫、ランキングサイト等の新たな事案